



平成22年5月12日

各 位

会社名 堺化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藪 中 巖
(コード4078 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 石 井 英 明
電話番号 072-223-4111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成22年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月29日開催の第115回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役として幅広く有能な人材を迎えられる環境を整備し、またその期待される役割を十分に果たすことができるようにするため、社外取締役および社外監査役の会社に対する賠償責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、それに伴う条数の繰下げを行うものであります。

なお、第27条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日（予定）

以 上

別紙

定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 27 条 ～ 第 34 条</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 35 条 ～ 第 42 条</p> <p style="text-align: center;"><省 略></p>	<p>第 27 条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第 28 条 ～ 第 35 条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>第 36 条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第 37 条 ～ 第 44 条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>

以 上